

議案第 98 号

東京二十三区清掃協議会規約の変更に係る協議について
上記の議案を提出する。

平成 24 年 11 月 27 日

提出者 墨田区長 山 崎 昇

東京二十三区清掃協議会規約の変更に係る協議について
地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 252 条の 6 の規定に基づく東京二十三
区清掃協議会規約の変更に係る協議については、別紙のとおりとする。

（提案理由）

東京二十三区清掃協議会の担当事務の変更に伴い、同協議会規約の変更に係る協議
をする必要がある。